

生活にお困りの方への支援(令和3年2月8日現在)



詳細情報

新型コロナウイルス感染症に伴う各種給付金や貸付などがございます。条件など詳細は市HPまたは各問い合わせ先にお問い合わせください。

対象	種類	名称	概要	問い合わせ先	
税金・固定費等のお支払いでお困りの方	水道料金・下水道料金のお支払いにお困りの方 ※個人、法人どちらも対象	猶予	下水道料金等のお支払い猶予	申し出のあった日から最長で1年間、お支払いを猶予	東京都水道局多摩お客様センター ☎0570-091-101(ナビダイヤル) ナビダイヤルをご利用できない場合 ☎042-548-5110
	介護保険料のお支払いにお困りの方	猶予	介護保険料の納付猶予	3カ月間、介護保険料の納付を猶予	高齢者支援課 ☎ ☎042-420-2814
		減免	介護保険料の減免	介護保険料の減免	高齢者支援課 ☎ ☎042-420-2814
	国民健康保険料のお支払いにお困りの方	猶予	国民健康保険料の納付猶予	3カ月間、国民健康保険料の納付を猶予	保険年金課 ☎ ☎042-460-9824
		減免	国民健康保険料の減免	国民健康保険料の減免	保険年金課 ☎ ☎042-460-9822・9824
	後期高齢者医療保険料のお支払いにお困りの方	減免	後期高齢者医療保険料の減免	後期高齢者医療保険料の減免	保険年金課 ☎ ☎042-460-9823
	地方税(市民税・都民税 固定資産税・都市計画税等)のお支払いにお困りの方	猶予	徴収の猶予・換価の猶予	1年間、地方税(市民税・都民税 固定資産税・都市計画税等)の徴収を猶予	納税課 ☎ ☎042-460-9832
	国民年金保険料のお支払いにお困りの方	免除	国民年金保険料の免除	国民年金保険料の免除	保険年金課 ☎ ☎042-460-9825
失業や休業などにより収入が減少した方で、賃貸住宅の家賃のお支払いにお困りの方	給付	住居確保給付金	収入に応じて調整された額を支給 ※申請要件・支給上限額あり 過去に受給終了した方も再申請が可能 (申請期限: 3月末まで)	生活サポート相談窓口 ☎ ☎042-420-2809	
保育料を一時に納付できない方	猶予	利用者負担額(保育料)の納付の猶予	1年間、利用者負担額(保育料)の納付を猶予	保育課 ☎ ☎042-460-9842	
生活費でお困りの方	新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり感染が疑われる方で、一定期間休業した方	支給	国民健康保険の傷病手当金	給与の全部または一部を受けることができなくなった場合、傷病手当金を支給	保険年金課 ☎ ☎042-460-9821
	新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり感染が疑われる方で、一定期間休業した方	支給	後期高齢者医療の傷病手当金	給与の全部または一部を受けることができなくなった場合、傷病手当金を支給	保険年金課 ☎ ☎042-460-9823
	休業等により収入が減少し、生活資金にお困りの方	貸付	緊急小口貸付(特例貸付)*	貸付上限額: 20万円 無利子・連帯保証人不要 (申請期限: 3月末まで)	(福)社会福祉協議会 ☎042-497-5071
	失業等により収入が減少し、生活資金にお困りの方	貸付	総合支援資金(特例貸付)*	【貸付上限額】 2人以上: 月20万円/単身: 月15万円 無利子・連帯保証人不要 (申請期限: 3月末まで)	(福)社会福祉協議会 ☎042-497-5071
*【緊急小口資金および総合支援資金の貸付が終了となった方へ】 総合支援資金の再貸付を実施します(申請期限: 3月末までの予定)。具体的な実施時期および内容については、決定次第、(福)社会福祉協議会 ☎でお知らせします。					
ひとり親世帯	給付	ひとり親世帯臨時特別給付金	●基本給付 1世帯10万円(第2子以降1人につき6万円) ●追加給付 1世帯5万円 ※申請期限: 2月26日(金)まで (郵送: 28日(日)消印有効)	●ひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター(厚生労働省) ☎0120-400-903 ●子育て支援課 ☎ ☎042-460-9840	

事業者の皆さんへの支援

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター
☎03-5388-0567 時午前9時~午後7時(土・日・祝を含む)

市の支援

市内事業者緊急支援事業

国の緊急事態宣言などの影響により、1月の売り上げが減少し、家賃や人件費などの固定費の支払いが負担となっている市内に店舗または事業所を有する市内中小企業・個人事業主に対する負担軽減および事業継続の支援を目的に「市内事業者緊急支援事業」を実施します。

☑ 令和3年1月の売り上げが前年同月比で20%以上減少している

事業者へ固定費の一部として一律10万円支給

※対象や申請方法などは市HPをご覧ください。

☐ 認定書の申請期間 2月22日(月)~5月24日(月)(必着)

☐ 支援金の申請期間 3月15日(月)~5月31日(月)



▶ 産業振興課 ☎042-420-2819

国(経済産業省)の支援

セーフティネット保証制度

事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻などにより経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し、信用保証協会を通じて保証限度額の別枠化等を行う国の制度

● 制度に関するお問い合わせ…

中小企業金融相談窓口 ☎0570-783-183

● 認定に関するお問い合わせ…

産業振興課 ☎042-420-2819

※詳細は、市HPをご覧ください。

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連

検索

新型コロナウイルス感染症の影響により、貸付や融資等を受ける際に必要となる証明書等の発行手数料は無料です

☑ 市民または市内事業者で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、貸付や融資等の生活支援・経済対策を利用する方で当該手続において住民票の写しや印鑑登録証明書等の証明書等を必要としている方(証明書等の申請時にその旨を申し出た場合)

☐ 対象となる貸付や融資等の制度

● 中小企業事業資金融資あっせん制度

● 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う生活福祉資金貸付制度

※そのほか、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により必要となった公的または民間融資等の手続

☐ 期間 当面の間

☐ 無料となる証明書等 ① 住民票の写し ② 印鑑登録証明書(個人)

③ 個人市民税の課税(非課税)証明書等 ④ 納税証明書

☐ 申請方法

①~④のいずれかの証明書の申請書に、新型コロナウイルス感染症に伴う融資や貸付制度等の申請に使用することを明記し、下記窓口に提出してください

※②以外の証明書は郵送での手続が可能です。

☐ 注意事項

● 申請時に申し出がない場合、後日の返金はできませんので、ご注意ください。

● コンビニ交付サービスを利用しての取得および他市区町村での取得(広域交付住民票)は対象外となります。

※詳細は、市HPまたは各担当にお問い合わせください。

● ①・②について……▶ 市民課 ☎042-460-9820

● ③について……▶ 市民税課 ☎042-460-9827

● ④について……▶ 納税課 ☎042-460-9831